知的財産権入門

平成１４年度　特許庁

説明者：技術調査課　松本　泰典

第1部

知的財産って？
序論

知的財産とは？

○知的財産は様々な法律で保護されている。

＜知的財産の例＞

技　術・・・・・・ バイオ製品

IT技術

特許法、実用新案法、種苗法、集積回路法等

ブランド・・・・・・ ファッション製品

コーポレートブランド

商標法等

デザイン・・・・・・車のモデル 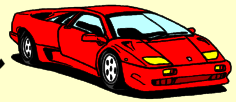

伝統工芸

意匠法等

営業秘密・・・・・・製造ノウハウ 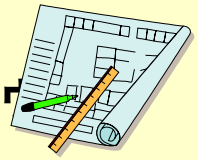

顧客リスト 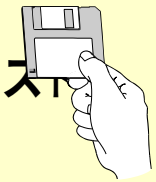

不正競争防止法等

芸術 ・・・・・・音楽 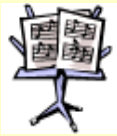

映画

小説

著作権法等

知的財産は情報である

土地や物など有体物の所有権（財産権）とは異なる

知的財産（無形資産・情報）

多くの人が同時に利用できる

模倣が容易

創作・研究開発投資
へのインセンティブが不足

創作者は秘密にしてしまう

技術進歩の停滞

有体物の財産

権利者（持ち主）の独占（占有）が容易

知的財産制度の必要性

知的財産権の代表である特許法の目的

権利者 → 公開の代償として一定期間独占権を付与

第三者 → 公開された発明を利用する機会

→ 技術の進歩 産業の発展

知的財産制度とは、

目的：発明の奨励による産業の発達

手段：発明者（創造者）にその発明（知的財産）を利用する独占的権利を付与

知的創造活動の成果物
元来自由利用の情報

→ 創作者の財産権として保護
目的の範囲内で情報利用の自由を制限

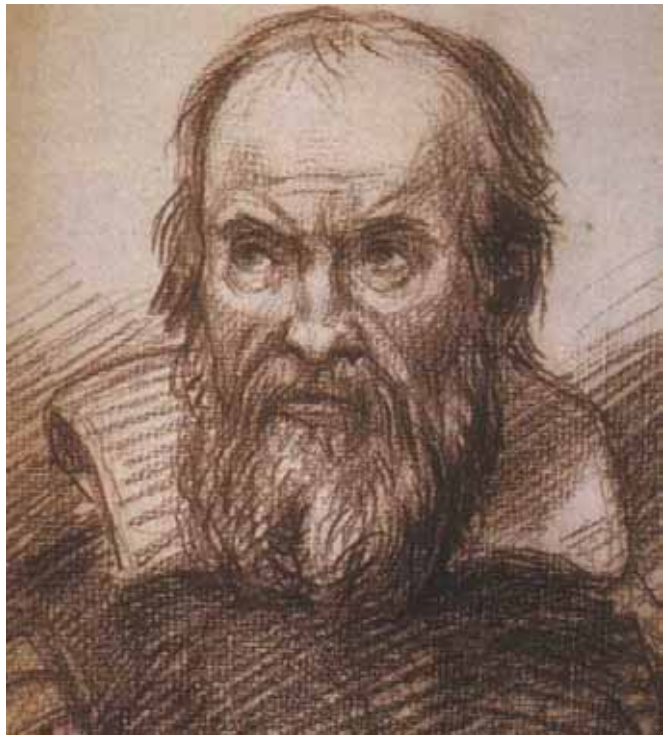

ガリレオ･ガリレイ

(1564ー1642)

「陛下よ、私は、非常に簡単に、費用も少ししかかからず、大いに利益のある、水を揚げ耕地に灌水する機械を発明しました。即ち、ただ一頭の馬の力で、機械に附いている二十本の口からひっきりなしに水が出るのです。しかし、私のものであり、非常に骨を折り澤山の費用を使って完成したその発明が誰でもの共有財産となるのは嫌ですから、恭しくお願いいたしますが、同じような場合に陛下の御厚情がどこかの工場のどんな製作者にも御與えになる御恵みを何卒私に御垂れ下さい。即ち、私と私の子孫、或いは私や私の子孫からその権利を得た人々の他は誰も、上記の私の新造機械を製作したり、たとえ作っても、それを使用したり、他の目的のために形を變えて水やその他の材料を用い適用したりすることを、４０年間、或いは陛下が思いを召す期間内は許されないように、若しこれを犯す者は陛下が適当と思召す罰金に処し、私がその一部を頂きますように、して頂きたいと存じます。そうして下されば私は社会の福祉のためにもっと熱心に新しい発明に思いを凝らして陛下に忠勤を励みます。」

特許の文明史　守誠・新潮選書

「特許制度は、天才の炎に利益という油を注いだ。」

リンカーン米国大統領、1859年の演説から

知的財産制度の歴史

新技術の保護制度

その他の特権の付与

紀元前６００年特別な料理の創作者に独占権

1474ヴェネチア特許法

エリザベス女王

ガラス･精糖･製鉄
日用品の製造販売
毛織物貿易
私拿捕特許状

ガリレオ･ガリレイの嘆願書

1623イギリス専売条例「真正かつ最初の発明者」以外への特許は無効

1721新規御法度

1790アメリカ合衆国　1791フランス

1833パリ条約

1885.4.18専売特許条例

近代特許制度の時代

2001パリ条約加盟国は１６２カ国

第2部

知的財産制度概論

知的財産の種類（1）

知的創造物

- 発明（特許法）
- 考案（実用新案法）
- 意匠（意匠法）
- 商品形態（不正競争防止法）
- 著作物（著作権法）
- 半導体集積回路（回路配置利用権）（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- 植物新品種（種苗法）
- 営業秘密（不正競争防止法）

営業上の標識

- 商標（商標法）
- 商号（商法）
- 周知表示との混同
  著名表示（ブランド）の使用
  原産地等の虚偽表示
  ドメインネームの不正取得
  （不正競争防止法）

不競法について詳しくは後

工業所有権
（特許庁所管）

どこにどんな権利が？（工業所有権・著作権とは）
権利には各々の定義があります。重複した保護があり得ます。

実用新案権

考案（物品の構造、形状等）を保護（出願から６年）

アンテナの収納構造

液晶技術

特許権
実用新案権

発明・考案（技術的なアイデア）を保護（出願から２０年）

商品名・ブランド名

商標権

商品やサービスに使用するマークを保護（登録から１０年。更新有）

プログラム

著作権

創作的な表現を保護（死後５０年まで）

意匠権・
不正競争防止法による保護

スマートなデザイン

物品のデザインを保護（登録から１５年）

工業所有権出願件数

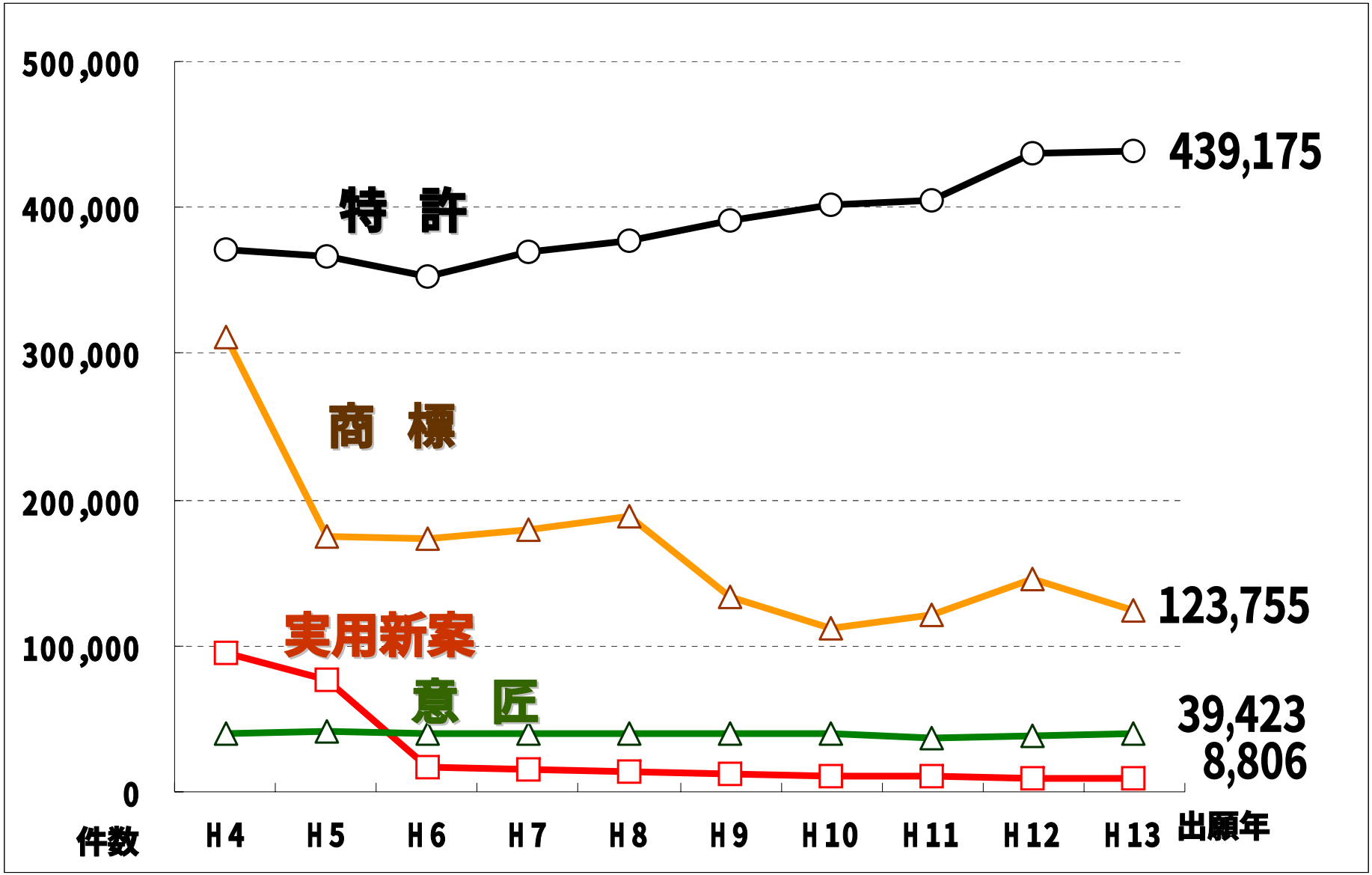
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
件数
特　許
商　標
実用新案
意　匠
439,175
123,755
39,423
8,806
H4
H5
H6
H7
H8
H9
H10
H11
H12
H13
出願年

発明って何だろう

「発明」＝「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」（特許法第２条）

自然法則を利用

×自然法則に反するもの

×人為的取り決めであって自然法則を利用していないもの

勉強方法

人間の精神活動にあたるときもダメ

技術的思想

○技術＝一定の目的を達成するための手段

○誰がやっても同じ結果が得られる

フォークボールの投げ方

技能はダメ

創　作

○新しいことを創り出すこと

×「発見」や「解明」

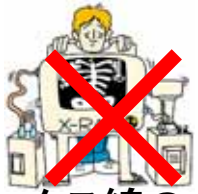

エックス線の発見

X線の特性を利用した装置なら創作

高　度

○従来にない新しい機能を発揮するもので、産業上の利用価値があれば改良品でも可

特許になる発明とは

産業として実施できるか

新しいかどうか（新規性）

×公然と知られた発明（発表、ＴＶ放映）
×公然と実施された発明（販売）
×刊行物に記載された発明（特許公報、論文、書籍、インターネット）

容易に考え出すことができないか（進歩性）

☆当業者（その分野の専門家）が容易に推考できない発明

明細書の記載は規定どおりか

☆当業者が実施可能な程度まで、具体的・詳細にその発明を説明しているか。

その他

☆先に出願がないか
☆公序良俗に反する発明でないか

新規性・進歩性の判断

特許となる技術レベル

新規性あり
進歩性あり

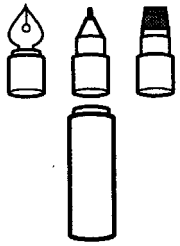

差し替えが
可能なペン

新規性あり
進歩性なし

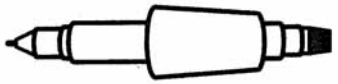

細線と太線用を貼り付けたペン

現在の技術レベル
（公知の従来技術）

新規性なし

細線のペン

太線のペン

新規性喪失の例外（特許法３０条）

新規性喪失の例外が認められる場合

○**試験**を行う
○**刊行物**に発表する
○**インターネット**で発表する
○特許庁長官が指定する学術団体（学会など）主催の**研究集会**で発表する
○特許庁長官が指定する**博覧会**へ出品する　等

大学、独立行政法人、公設試験場等も指定可能に

その結果 → 発明が初めて**公知**となる

発表と出願のタイミング

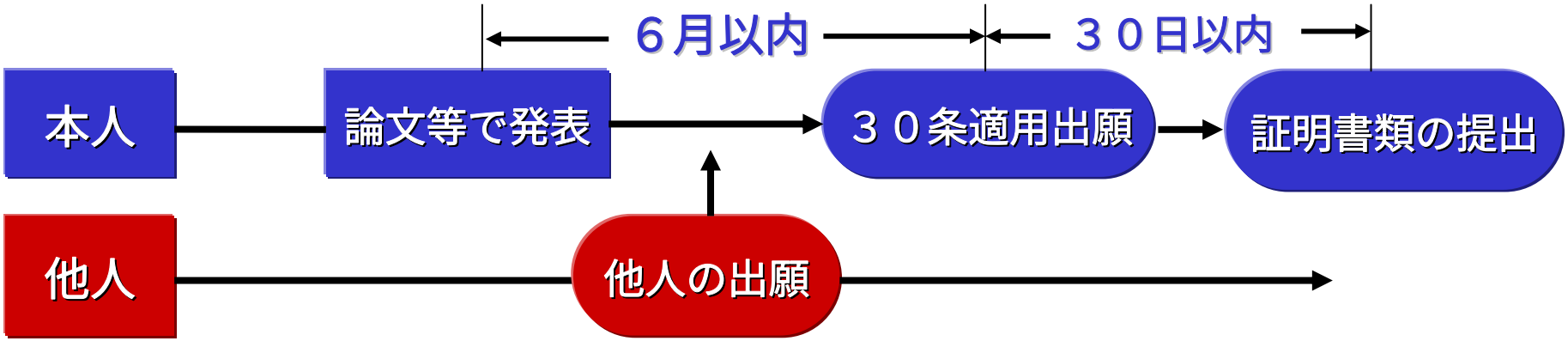

○本人の出願→他人の先出願と同一であり拒絶される。
○他人の出願→論文が公知技術となり拒絶される。

特許を受けることができる者

発明の帰属（発明はだれのものか）

発明の完成
（特許を受ける権利の発生）
▶ 権利は発明者のもの
（法２９条柱書）
▶ 発明者＝出願人

特許を受ける権利の移転も可能（発明者から権利の承継を受けた者が出願人）

職務発明の場合の権利の帰属

企業の研究者による発明の完成

- 職務発明
- 業務発明
- 自由発明

使用者（企業）　従業者（研究者）

従業者が特許を受ける権利を取得 ▶ 通常実施権を持つ（対価の支払不要）

予約承継（職務発明規程、就業規則） ▶ 研究者（従業者）から権利を承継 ▶ 使用者から対価の支払（報奨金、補償金等）

予め使用者に承継する契約等の定めは無効

特許出願から特許取得までの流れ

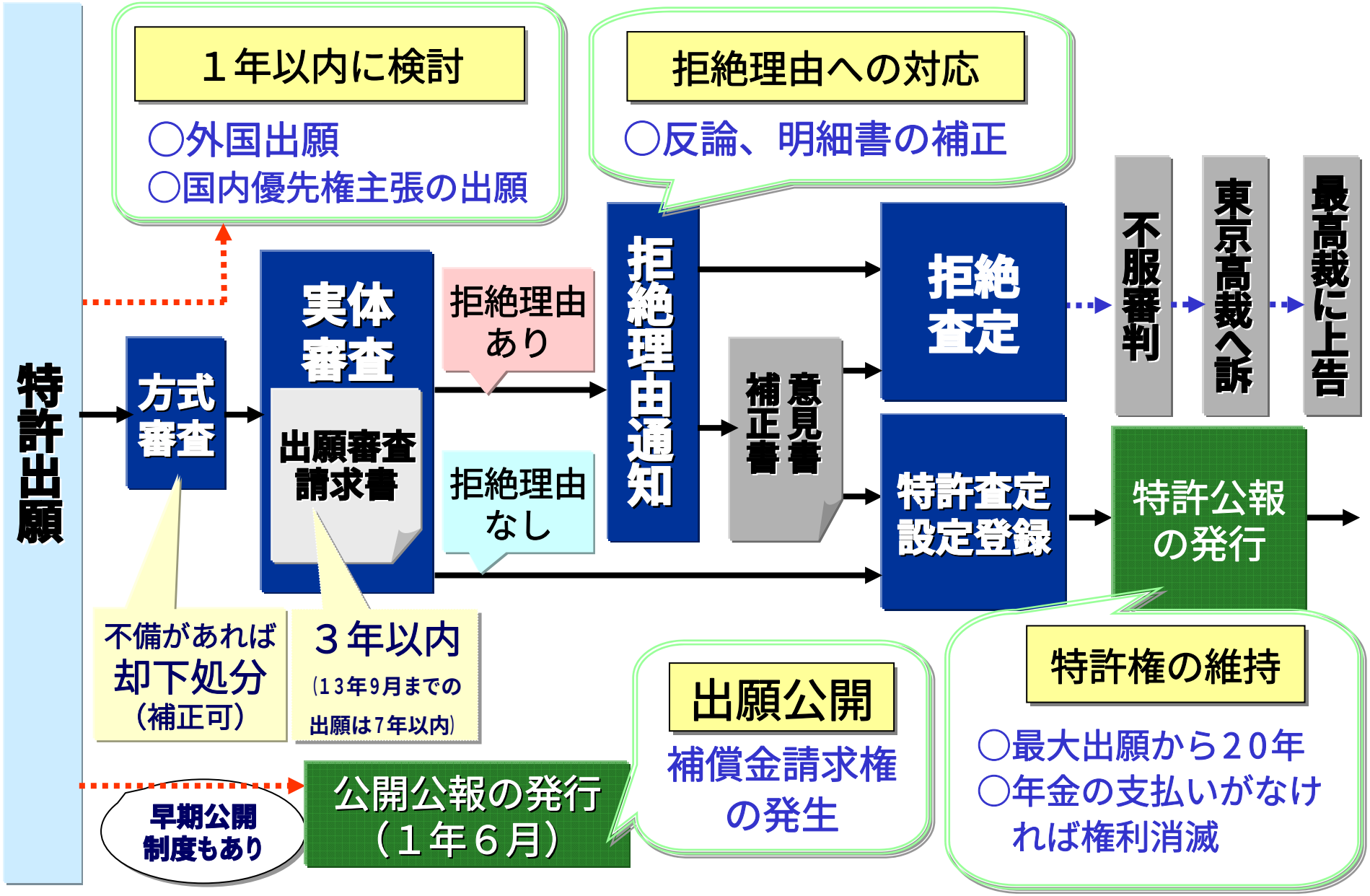

出願の手続

出願手続　６１頁
必要な書類　６５頁

特許庁への手続

申請人

（特許の場合）

【願書】 【明細書】 必要な【図面】 【要約書】

パソコン出願

書面による出願

ＩＳＤＮ回線

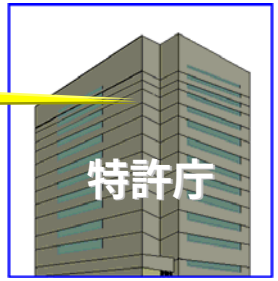

① オンライン出願
② オンライン発送
③ オンライン請求
④ オンライン閲覧
⑤ オンライン補助

パソコン電子出願をするためには

○パソコン等機器の購入・整備
○ＩＳＤＮに加入

事前手続

① 識別番号付与請求書
② 電子出願ソフト交付請求書

③ 電子情報処理組織使用届
④ 特定通知等の受領希望届

⑤ 予納届
⑥ 予納書（特許印紙）

パソコン機器等ない者
手続をあまりしない者

発明協会
47都道府県支部
共同利用パソコン

該当頁なし

国内優先権に基づく出願

基本発明Ａの出願の後

→

○改良発明Ａ’が生まれた
○新たな実施例が得られた

→

基本発明に合体させて権利範囲を拡張させるのが有利

×補正による新規事項追加の禁止

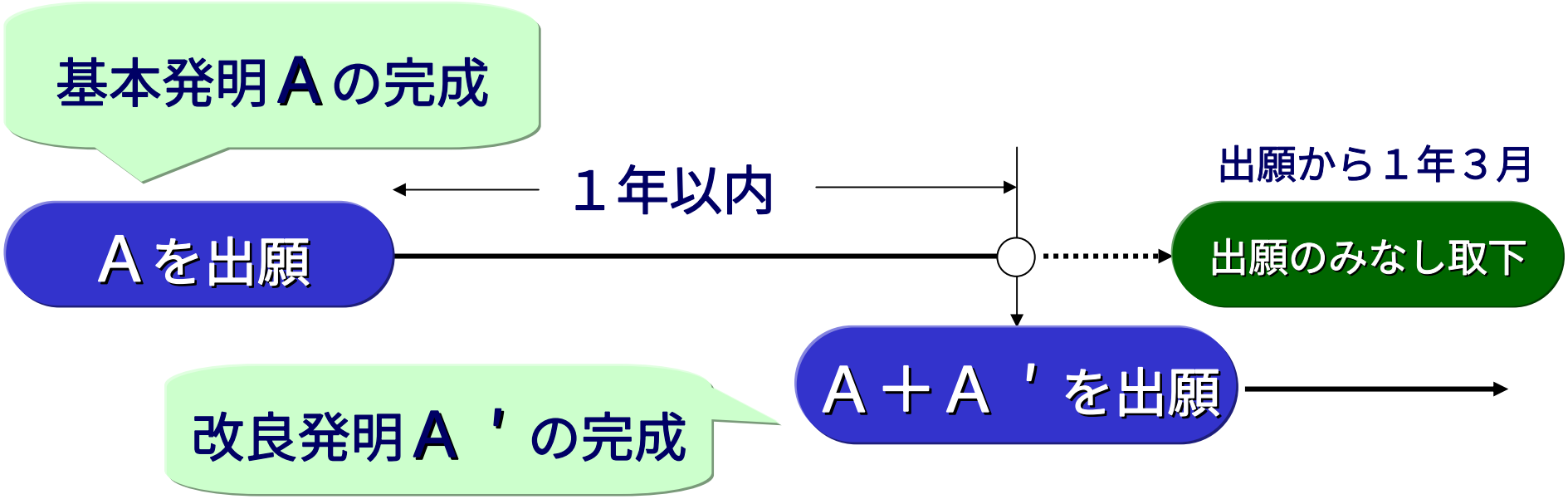

外国での権利取得

○我が国で権利化しても、外国までは権利の保護が及ばない（属地主義）
○外国で製造、販売、使用するのであれば、その国においても特許の取得が必要。

基礎出願＝日本特許庁

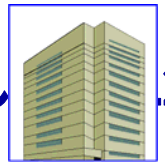

パリ条約ルート

優先権主張をし

各国の法令で定められた
様式、言語によりそれぞれ出願

米　国

ＥＰＯ

各国の法令にしたがって権利が付与

ＰＣＴルート

2月以内に外国出願

受理官庁

国際調査

国際公開（１８月）

予備審査請求

（３０月）各指定国に翻訳文を提出

米　国

ＥＰＯ

各国の法令にしたがって権利が付与

権利の活用・侵害への対応

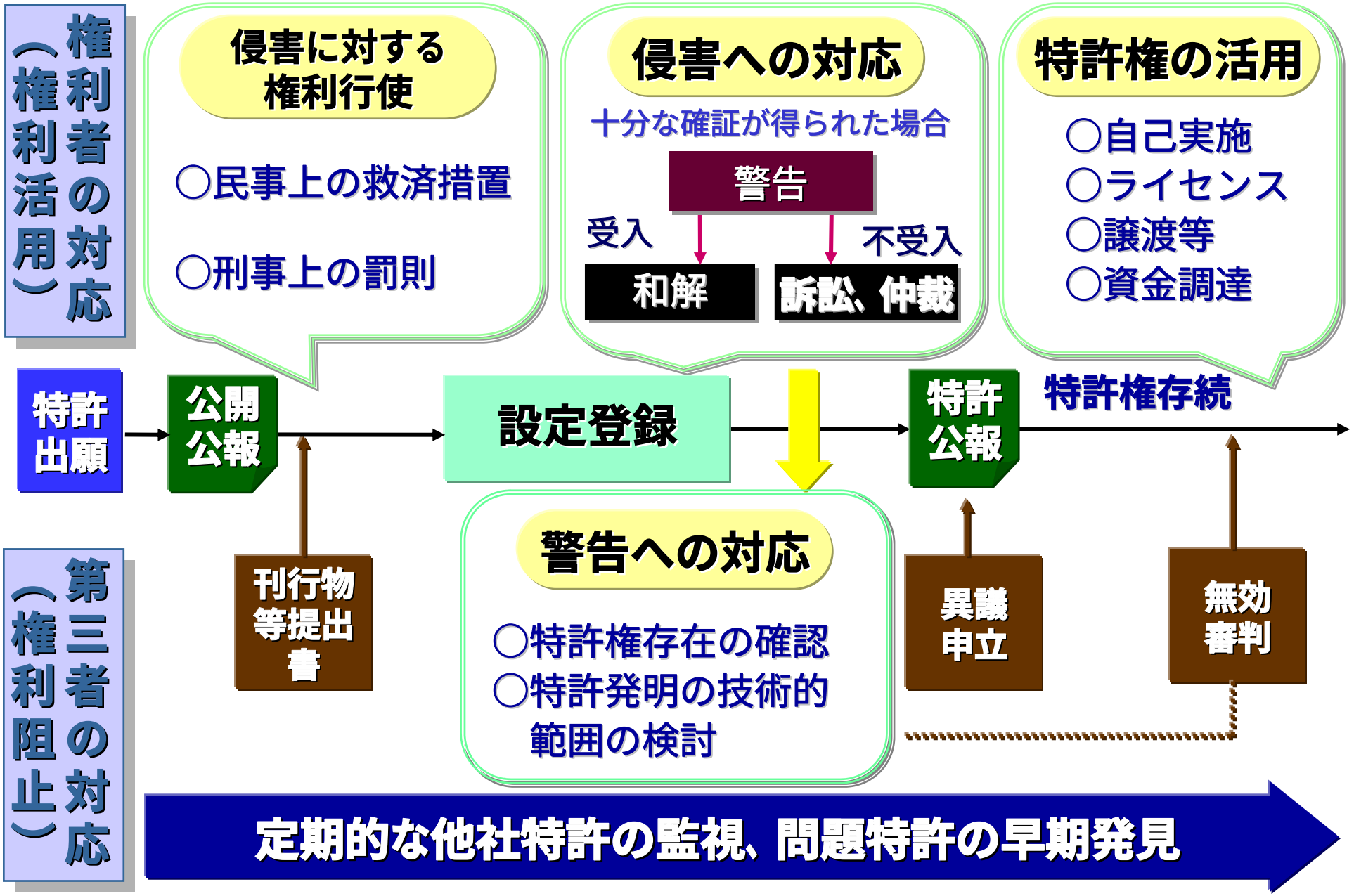

特許を受けようとする発明を検討しよう

特許権の範囲	×発明そのものではない（文書の表現）
	特許請求の範囲の記載に基づいて決定
明細書の二面性	権　利　書
	技術文献
発明の表現形式	発明のポイントを深く掘り下げる
	発明の種類「物」「方法」「物を生産する方法」

明細書は権利書

明細書の書き方

【書類名】明細書

【発明の名称】←発明の内容を端的に表現

【特許請求の範囲】←特許権が及ぶべき技術的手段

【発明の詳細な説明】←発明の内容を理解して再現できるように明確かつ十分に記載

- 【発明の属する技術分野】←産業上の利用分野
- 【従来の技術】←改良の基礎となる最新の従来技術
- 【発明が解決しようとする課題】←従来技術の問題点
- 【課題を解決するための手段】←請求の範囲記載の構成の説明
- 【発明の実施の形態】←当業者が実施できる程度の最良の実施可能例
- 【発明の効果】←従来技術より有利な点

【図面の簡単な説明】←発明の理解を助けるための図面の説明

発明の種類（表現形式）

●発明の表現形式（カテゴリー）によって**権利の効力の及ぶ範囲**が異なる

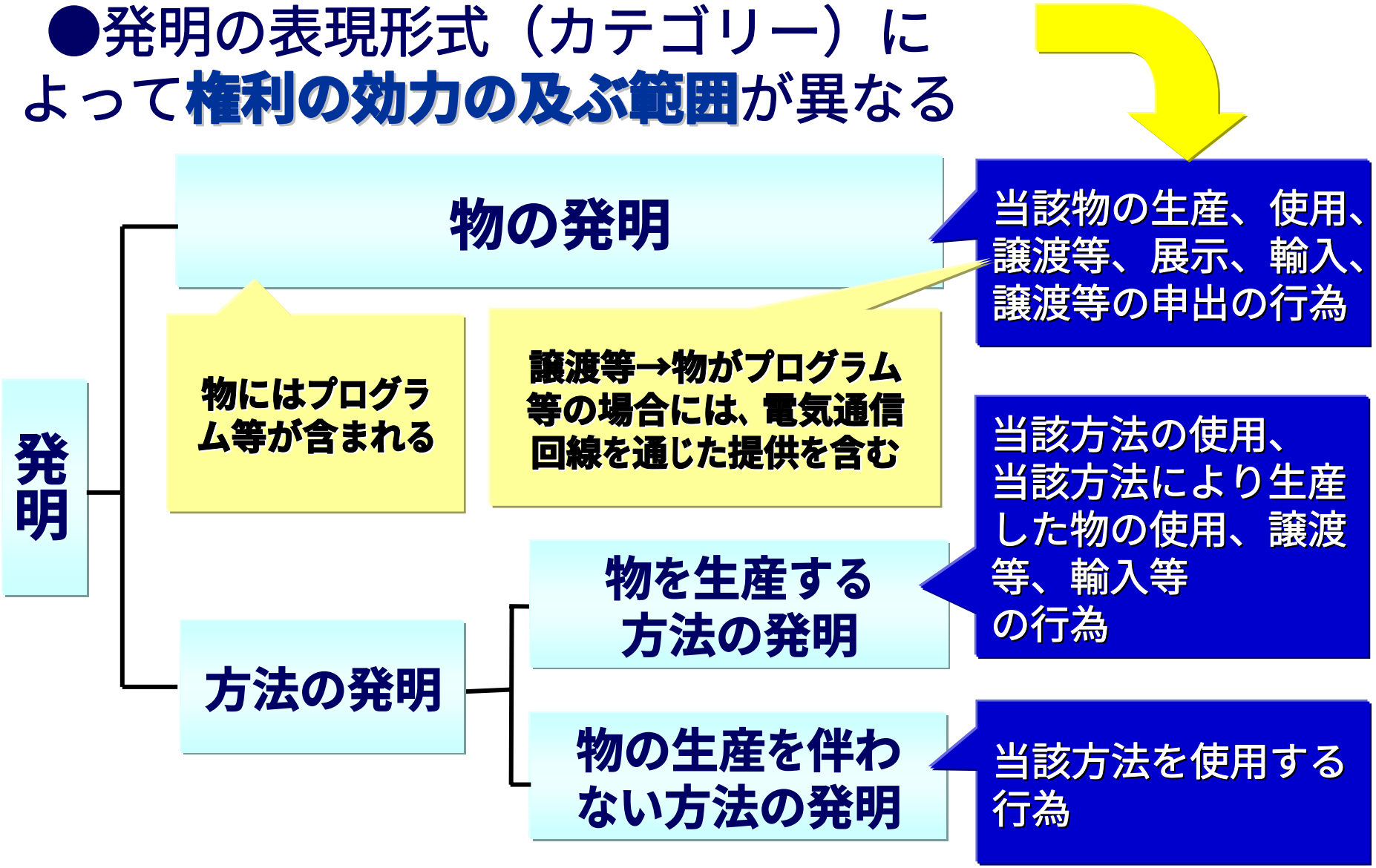

発明の本質を掘り下げよう

発明発掘のイメージ	従来技術	解決しようとする課題	課題を解決するための着想	解決手段＝発明
携帯電話を例にとると	雑音が多い	雑音を少なくしたい	アンテナ部の改良	素材pの採用雑音が少なくできた

広い概念で発明を把握

- 素材pと**同じ性状**をもつ**その他の素材**についても検討
- 素材pは**携帯電話以外**でも使えるかもしれない（通信機）

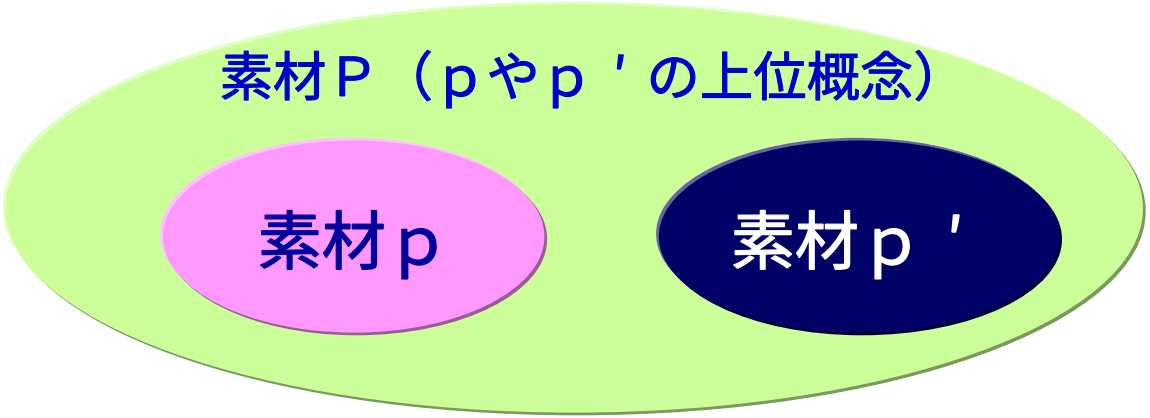

特許発明の技術的範囲

断面が六角形（要件Ａ）の木製の軸（Ｂ）を有し、当該軸の表面に塗料を塗った（Ｃ）ことを特徴とする鉛筆（Ｄ）

特許発明の技術的範囲の定め方

- 特許請求の範囲基準の原則
- 詳細な説明の参酌
- 出願経過の参酌
- 公知技術の参酌

構成要件

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ

＋Ｅ
（消しゴム付）

- Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ　（範囲内）
- Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ　（範囲内）　（利用発明）
- Ａ＋Ｂ　　＋Ｄ　（範囲外）
- ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ　（範囲外）　（例外：均等）

利用発明（特許権の効力の制限）

権利者Ｘ（先願）Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ

権利者Ｙ（後願）Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ

審査請求料・特許料の減免

対象	措置内容
国有特許 独立行政法人	免除（すべて）
認定ＴＬＯ	免除（すべて）
承認ＴＬＯ	審査請求料：半額軽減 特許料（１～３年分）：半額軽減
資力に乏しい個人	審査請求料：免除 特許料（１～３年分）：免除
資力に乏しい法人	審査請求料：半額軽減 特許料（１～３年分）：３年間猶予
大学等 大学等の研究者	審査請求料：半額軽減 特許料（１～３年分）：半額軽減
研究開発型中小企業	審査請求料：半額軽減 特許料（１～３年分）：半額軽減

特許情報の活用

研究開発

設　計

製造前

出荷前

侵害警告

技術動向調査

◎重複研究の回避
◎発明の手がかり
◎技術変化、商品需要予測

発明創出

出願前（新規性）調査

◎無駄な出願の防止
◎明細書作成の参考
◎従来技術の正確な把握

他社権利調査

◎他社権利との抵触関係調査
（意匠・商標等も調査）
◎他社からの技術導入・技術提携の検討

公知例調査

◎権利の阻止（他社権利の出願前の公知例調査）

技術上の情報源は？

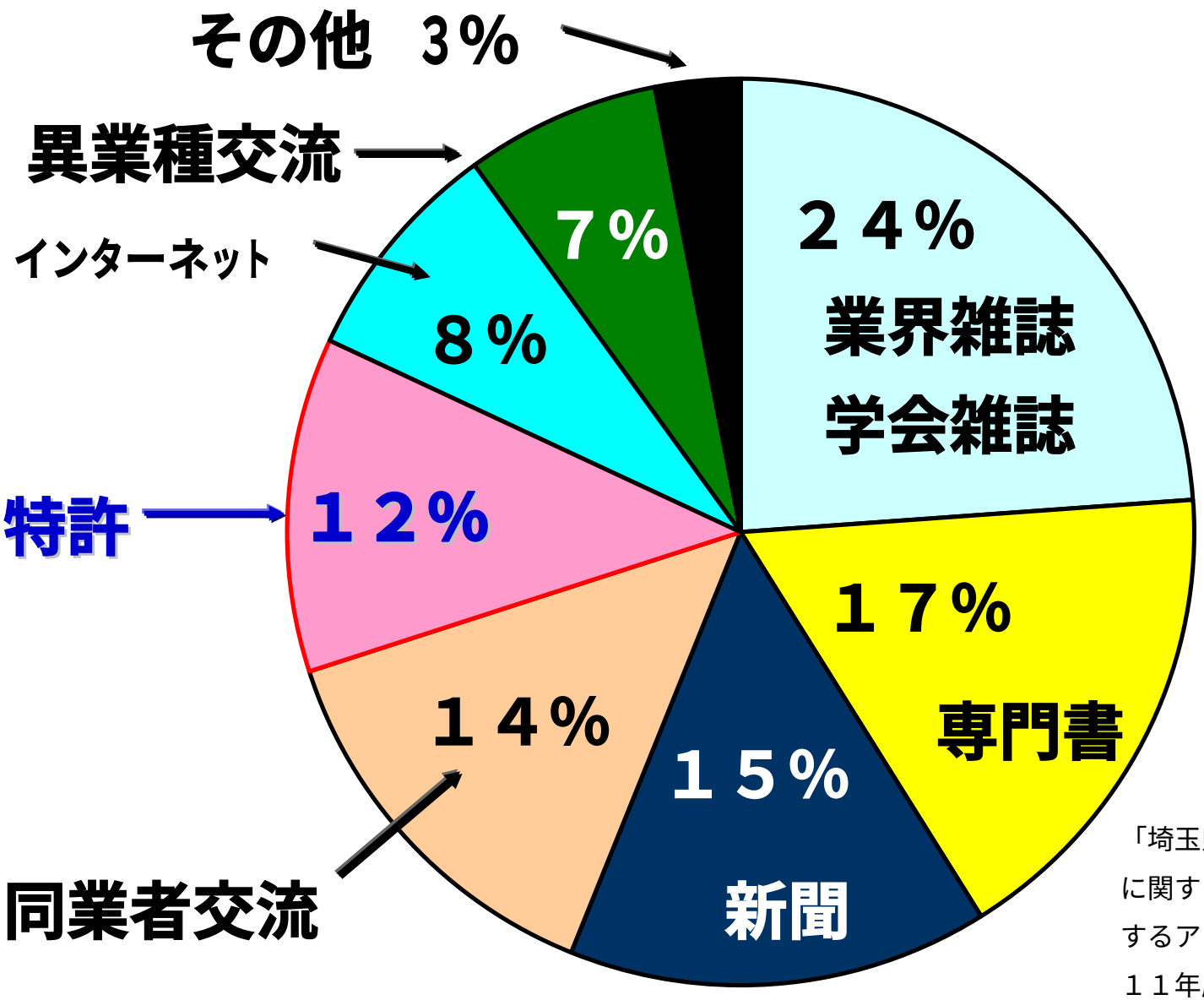

「埼玉県内企業における特許等の保有に関する実態及び特許流通の関心に関するアンケート調査報告」
１１年度・埼玉県知的所有権センター

特許情報にアクセスしよう

特許情報の入手先

- 特許電子図書館（ＩＰＤＬ）
  - インターネット（自宅・オフィス）
  - 専用端末機（特許庁・ＩＰセンター）
- ＣＤ－ＲＯＭ公報
- 出願書類、原簿
- 民間情報提供機関等
- 外国特許庁等

特許情報の調べ方

主題調査
（当該技術分野の技術、権利調査）

企業動向調査
（他社の動向把握）

出願経過調査
権利状況調査

出願人

番　号

国際特許分類
（ＩＰＣ）

技術用語
（キーワード）

ＦＩ・Ｆターム

国際的に共通した技術的
インデックス（検索キー）

Ｈ０４Ｍ　１／０２

アンテナの先にマイク
がある携帯電話の調査

キーワード
「アンテナ」「マイク」
「携帯電話」

ＩＰＣを活用しよう

(例) Ｈ０４　１／０２

上位階層

セクション（Ａ～Ｈ）

Ｈ　電気　109,768

Ｈ０４　電気通信技術　40,123

クラス

Ｈ０４Ｍ　電話通信　6,893

サブクラス

Ｈ０４Ｍ　１／００　サブステーション装置　3,670

Ｈ０４Ｍ　１／０２　・電話機の構造的態様　1,236

下位階層

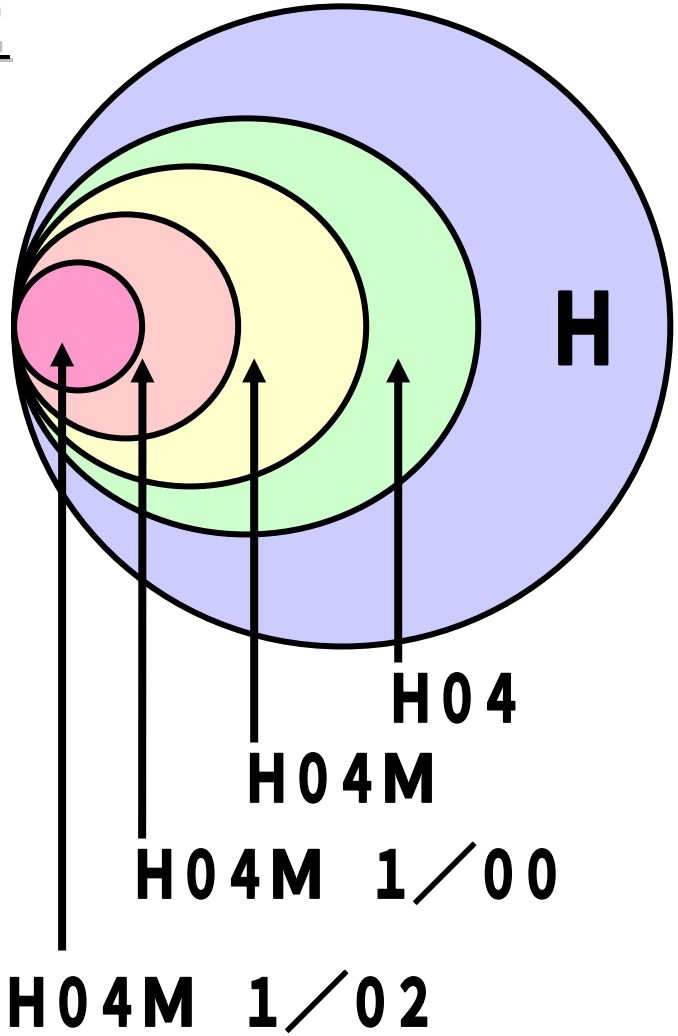

検索キー（FI・Fタームとは？）

ＦＩ＝ＩＰＣを細分化した我が国固有のインデックス（Ａ～Ｚまで）

○原則ＩＰＣ第７版を細展開
（一部４版又は６版）

○全年代公報の共通検索キー
（ＩＰＣは５年ごとに改正）

○１９万項目（ＩＰＣ７万項目）

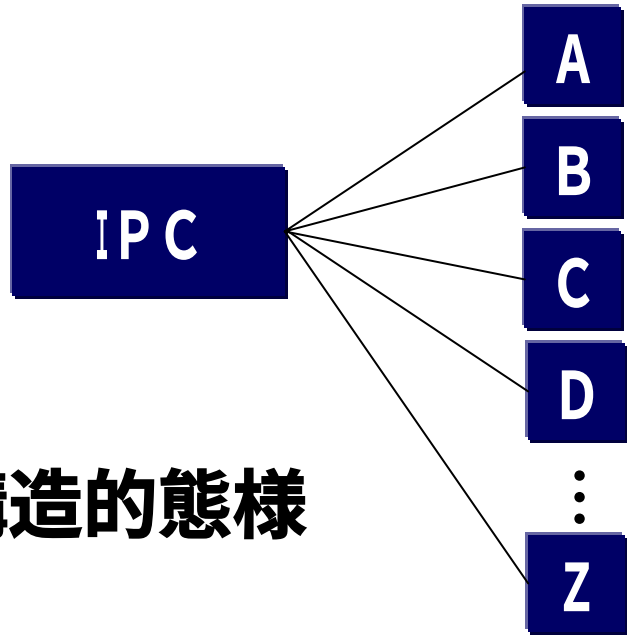

Ｈ０４Ｍ１／０２　電話機の構造的態様

Ａ　表示・ボタン
Ｂ　特殊な電話機
Ｃ　コードレス電話機
Ｄ　公衆電話機
・
Ｚ　その他のもの

Ｆターム＝ＩＰＣを多観点に展開した我が国固有のインデックス

○特許審査の迅速なサーチを行うために開発された検索キー
（関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指す）

○件数の多い技術分野ごとに開発
（約２０００テーマ）

○FIを細分化、又はIPCと異なる複数の観点から展開

5K023	電話機の構造		
	H04M 1／02－1／23		
AA	AA00	AA01	AA07
	用途	・公衆電話	・携帯電話
BB	BB00	BB01	BB03
	目的・効果	・装飾性向上	・小型、軽量

テーマコードを特定 → 調査する発明の技術的特徴がタームリスト上どこに該当するか → 検索式の入力、検索

５Ｋ０２３

（IPDLのパテントマップガイダンスで
IPC→FI→Fタームで特定）

携帯電話機　アンテナ　小型化

ＡＡ０７　＊　ＬＬ０５　＊　ＢＢ０３

特許と実用新案の違い

	特　　許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から２０年	出願から６年
権利になるまで	審査請求から平均２年弱	出願から約３月
費　　用（登録から３年分）	約１５万円	約４万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数	年間約４０万件	年間約１万件（中小、個人が利用）

意匠法が保護する意匠

○意匠の物品性

物品に係るものであること
（有体物である動産）

（認められない例）
×土地建物などの不動産
（プレハブ住宅は可）

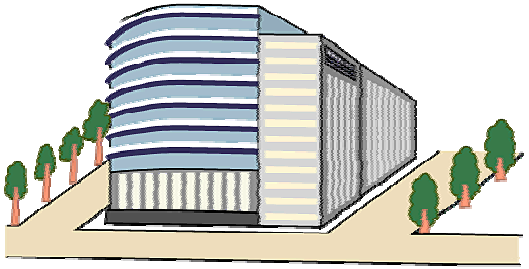

×噴水、花火

○意匠の形態性

形態を有するものであること

（認められない例）
・物品自体の形態ではないもの

×ネクタイの結び目、
×靴ひもの結び目

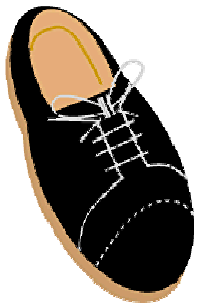

○視覚性、美感性

視覚を通じて美感を起こさせるものであること

（認められない例）
・肉眼では物品の形態を認識できないもの

×分子構造

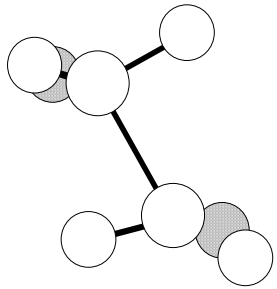

×塩、
×砂糖（角砂糖は可）

意匠の登録要件

意匠の登録要件

工業上利用できること（量産可能なもの）

（認められない例）

×自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの

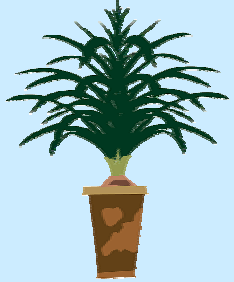

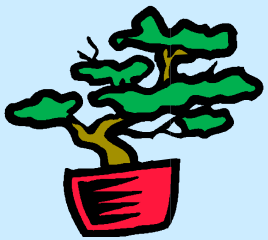

×純粋美術の分野に属する著作物

新規なものであること

○基本的に特許と同様

○同一の意匠のほか、類似する意匠は新規性なし

容易に創作できた意匠でないこと

エッフェル塔

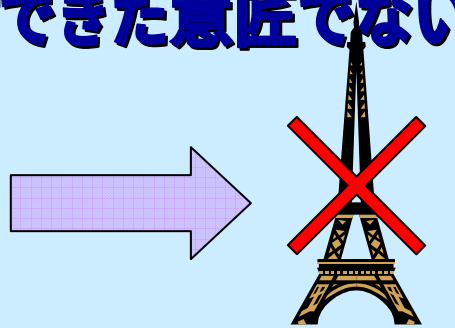

エッフェル塔の置物

意匠出願

１物品ごとに
１つの意匠を出願
（組物を除く）

権利期間
設定登録から１５年

出願 → 審査 → 登録

特殊な意匠登録出願

部分意匠

物品の一部に独創的な特徴があり、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような場合に有効な意匠

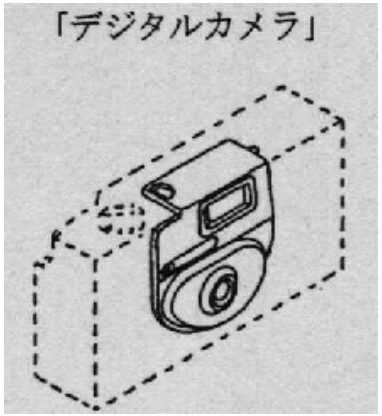

組物の意匠

一意匠一出願の例外として、組物全体として統一があるときは、一意匠として登録可能（省令で定める５６品目）

一組のオーディオセット

関連意匠

同時期に創作された多数のバリエーションの意匠について、同一出願人が同日出願した場合、関連意匠として登録可能

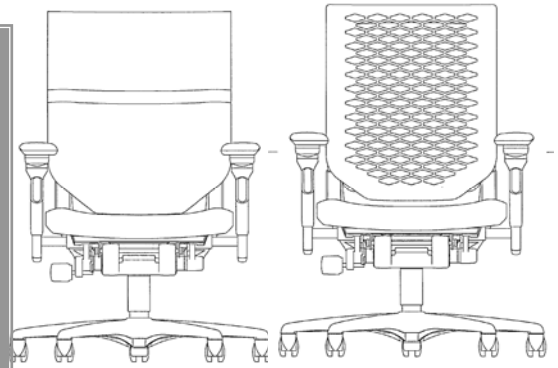

本意匠　　関連意匠

商標とは

○業者の商品やサービスに使用するマーク
○他の商品やサービスとを識別するマーク

EPSON

Ⓡ

商標のはたらき

- 出所の表示
- 品質の保証
- 広告・宣伝

商標法の目的

- 権利者 → 使用者の業務上の信用の維持 → 産業の発展
- ユーザー → ユーザーの利益の保護

識別力のない商標（商標法3条）

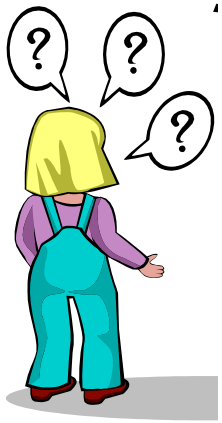

普通名称のみを表示する商標	ポケットベル
業界で慣用されている商標	観光ホテル
単に産地等や品質等のみを表示する商標	信濃の国 足ムレ対策
ありふれた名字、名称のみを表示する商標	若月
極めて簡単で、ありふれた標章のみからなる商標	888
何人かの業務に係る商品、サービスか識別できない商標	平成

当該標章を使用した結果、ユーザーサイドにおいて識別性を有すると判断されれば、登録可能

ニッポンハム

登録できない商標（商標法4条）

他人の登録商標とまぎらわしい商標

○他人の登録商標と同一（類似）の商標
＋
○指定商品・役務と同一（類似）の商品・役務に使用するもの

商標の類否判断

- 称呼（呼び方）
- 外観（外形）
- 観念（意味合い）

公益性に反する商標

○国旗、菊花紋章等

○経済産業大臣が指定した　外国政府、国際機関等のロゴマーク

○国、公共団体等を表示する著名な標章

○公序良俗に違反する商標

使用する商品やサービスを指定

○出願時に1又は2以上の商品（役務）を指定

→

指定した商品（役務）の範囲内で権利を行使

【第３３類】
【指定商品】日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

第３３類

【２８Ａ０１】
日本酒（清酒、焼酎、…）

【２８Ａ０２】
洋酒、果実酒

【２８Ａ０３】
中国酒

【２８Ａ０４】
薬味酒

【第３３類】
【指定商品】　日本酒

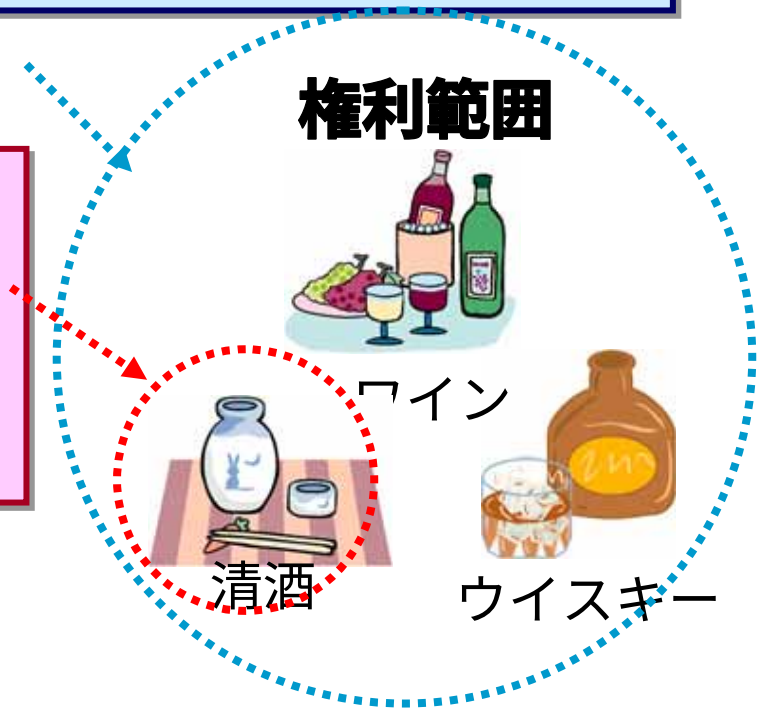

登録･更新、不使用取消

商標の出願･登録･更新

更新を繰り返すことにより半永久的な権利として存続する。

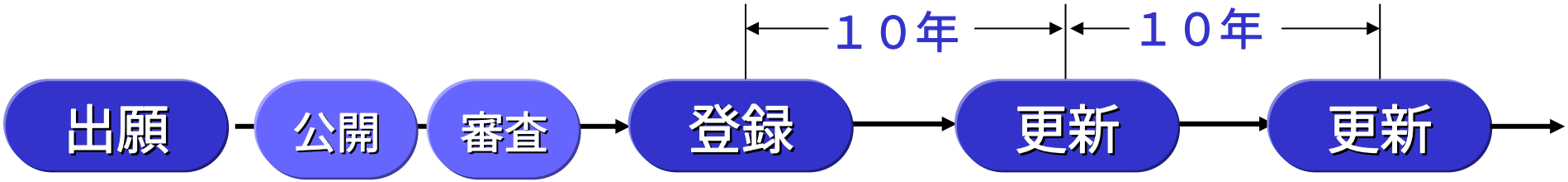

商標の不使用取消

継続して３年以上登録商標を使用していない時は、何人も当該商標権を容易に取り消すことができる。

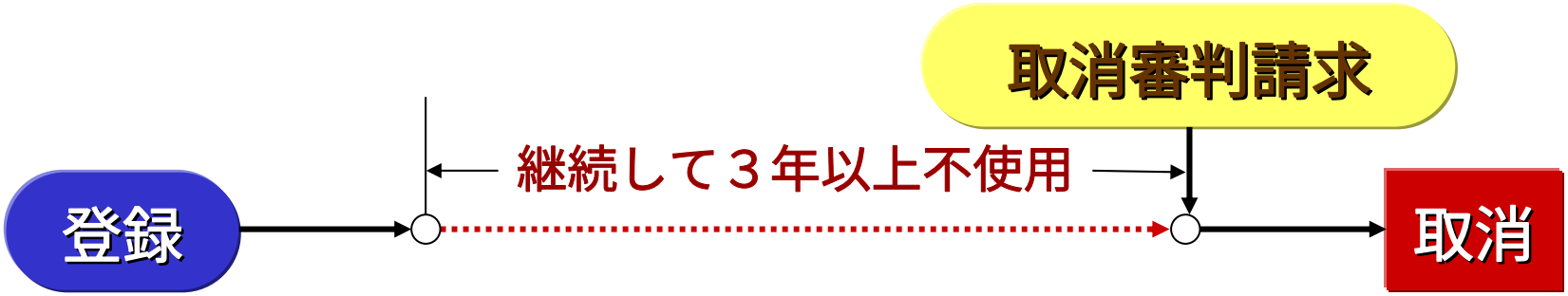

(参考) 無形資産の活用

○産業の国際競争においては、労働･生産コストの多寡よりも付加価値の創造力が大きな要素。
○今後、日本企業のブランド価値を高め、「日本ブランド」の復権を通じた我が国産業の競争力強化を図ることが重要。

時計の輸出の国際比較

	輸出額(百万ｽｲｽﾌﾗﾝ)		輸出単価(ｽｲｽﾌﾗﾝ)	
	1999年	2000年	1999年	2000年
スイス	8170	9319	261	312
日本	496	371	42	42
香港	470	205	8	10
ドイツ	464	566	89	94
イギリス	320	280	52	51
フランス	297	363	56	67
世界平均	―	―	88	145

(資料) スイス時計協会資料
(備考) ドイツについては推定値。

競争力と労働コスト

順位	競争力	労働コスト
1	米国	ドイツ
2	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ﾉﾙｳｪｰ
3	ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ	日本
4	ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸ	スイス
5	オランダ	ﾃﾞﾝﾏｰｸ
6	香港	ベルギー
7	ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ
8	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ	米国
9	カナダ	ｵｰｽﾄﾘｱ
10	スイス	ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ

(資料) IMD「THE WORLD COMPETITIVENESS YEARBOOK 2001」
(備考) 労働コストは、製造業における一人当たり賃金の高い順。

ブランド･ランキングの推移

		1999	2000	2001
コカ･コーラ	米	1	1	1
マイクロソフト	米	2	2	2
IBM	米	3	3	3
GE	米	4	6	4
ノキア	ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ	11	5	5
インテル	米	7	4	6
ディズニー	米	6	8	7
フォード	米	5	7	8
マクドナルド	米	8	9	9
AT&T	米	9	10	10
トヨタ	日本	20	15	14
ソニー	日本	18	18	20
ホンダ	日本	24	20	21

(資料) インターブランド社 (英)
(備考) インターブランド方式 (ブランドによって創造される利益をブランドの強さによって現在価値に割り引くアプローチ) により算出されるブランド価値評価に基づく順位。

主な企業のブランド価値の推移

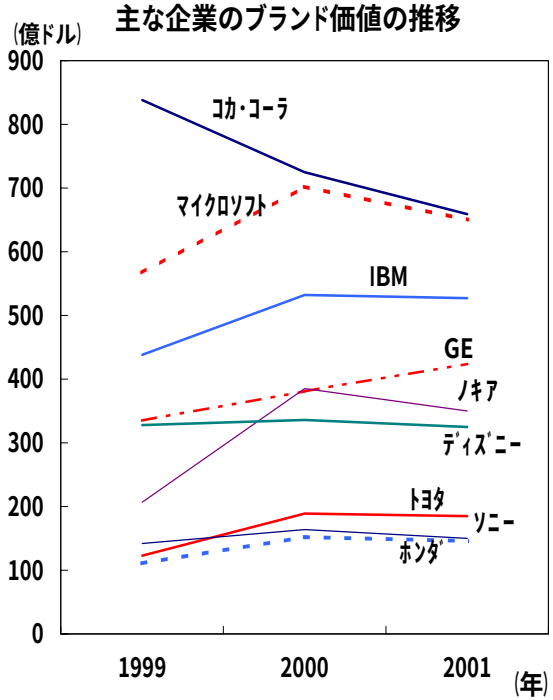

(資料) インターブランド社 (英)
(備考) インターブランド方式に基づくブランド価値評価。

著作権（Copyright）

特許権＝アイデア（思想）を保護

著作権＝創作的な表現を保護

上位概念

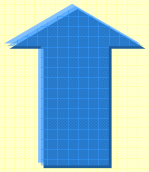

◎著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（著作権法第２条）。

例えば、小説論文等の言語の著作物、音楽の著作物、
舞踏又は無言劇の著作物、絵画等美術の著作物、
…映画、写真、ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ、データベース等。（同法１０条等）

◎著作権者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を有するほか、複製権、上演権、公衆送信権、貸与権、譲渡権等を有する。

◎創作と同時に権利が発生する（登録により権利が発生するわけではない）

不正競争防止法について

○不正競争（2条1項）
①混同惹起行為
②著名表示冒用行為
③商品形態模倣行為
④営業秘密に係る不正行為
⑤アクセス・コピー管理技術の迂回機器等の提供行為
⑥誤認惹起行為
⑦信用毀損行為
⑧代理人の商標冒用行為
⑨ドメインネームに関する不正行為への対応（サイバースクワッティングなど）

→ 民事的救済（①⑥のみ刑事罰有）

○その他の規制対象行為（9条、10条関係）
⑨外国国旗の商業的使用
⑩国際機関表彰の商業的使用
⑪外国公務員等に対する不正の利益の供与等

→ 刑事罰

●今後の検討課題
営業秘密侵害に対する刑事罰の創設
損害賠償規定の強化
等。

第3部

知的財産に関する最近の議論の動向

知的財産戦略の早期樹立

○ **知的財産戦略会議**

内閣総理大臣、関係閣僚、外部有識者で構成

○ **内閣官房**

IT戦略本部　司法制度改革推進本部

○ **内閣府**

総合科学技術会議 ─ 知的財産戦略専門調査会
　　└ 産学連携サミット

○ **経済産業省**

産業競争力戦略会議
産業構造審議会知的財産部会
産業競争力と知的財産を考える研究会

○ **文部科学省**

科学技術･学術審議会産学官連携推進委員会知的財産WG
研究開発成果の取り扱いに関する研究会

(1) 低迷する日本の総合競争力

○我が国は、１９９１年の１位から、２００１年には２６位に低下。

各国の競争力ランキング

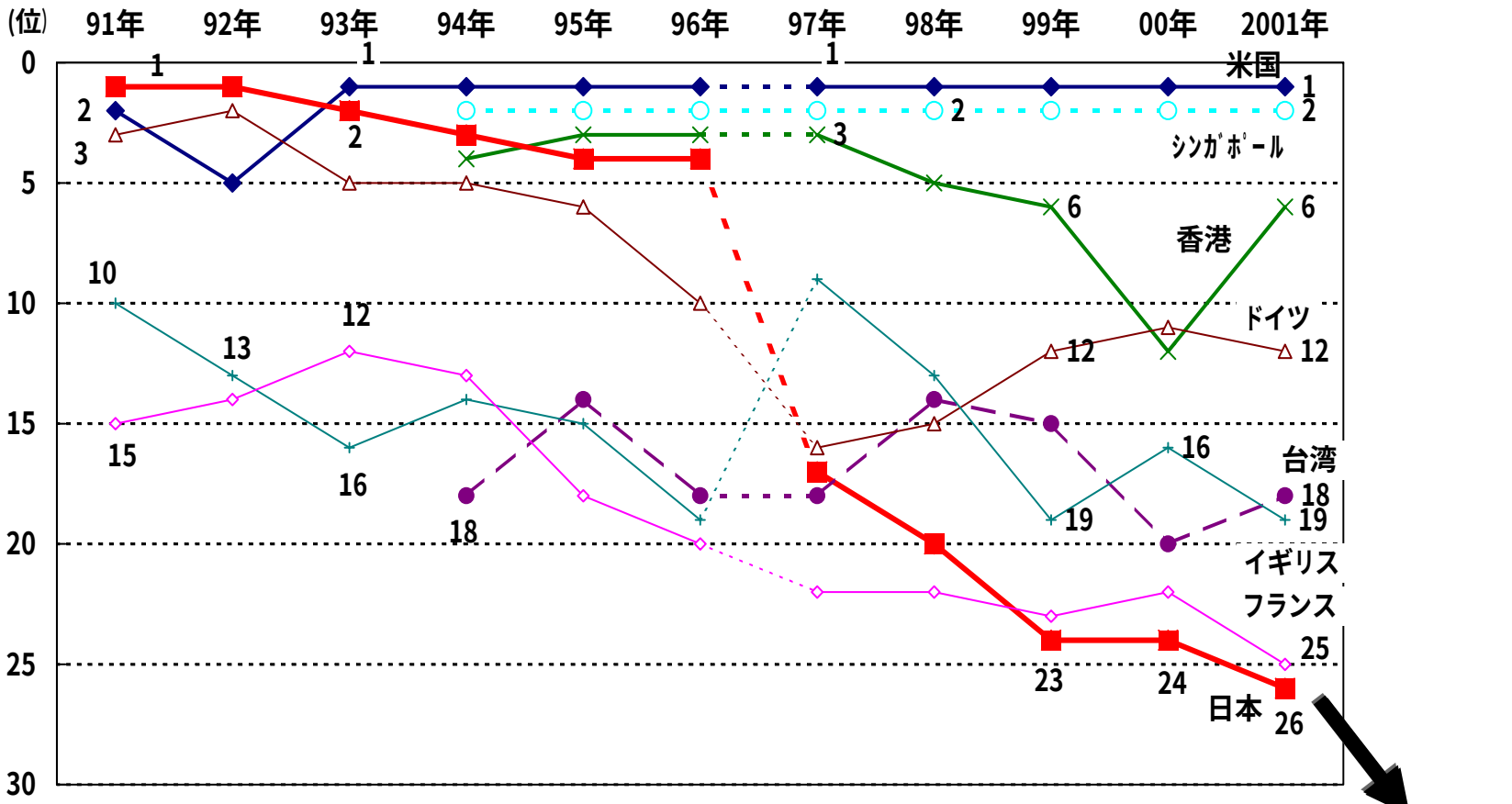

(資料) IMD「World Competitiveness Yearbook 2001」
(備考) 97年以降については、新基準に基づくデータ。

３０位

(2) 維持されている日本の技術力

○科学技術の競争力がまだある今だからこそ、早く手を打つ必要がある。

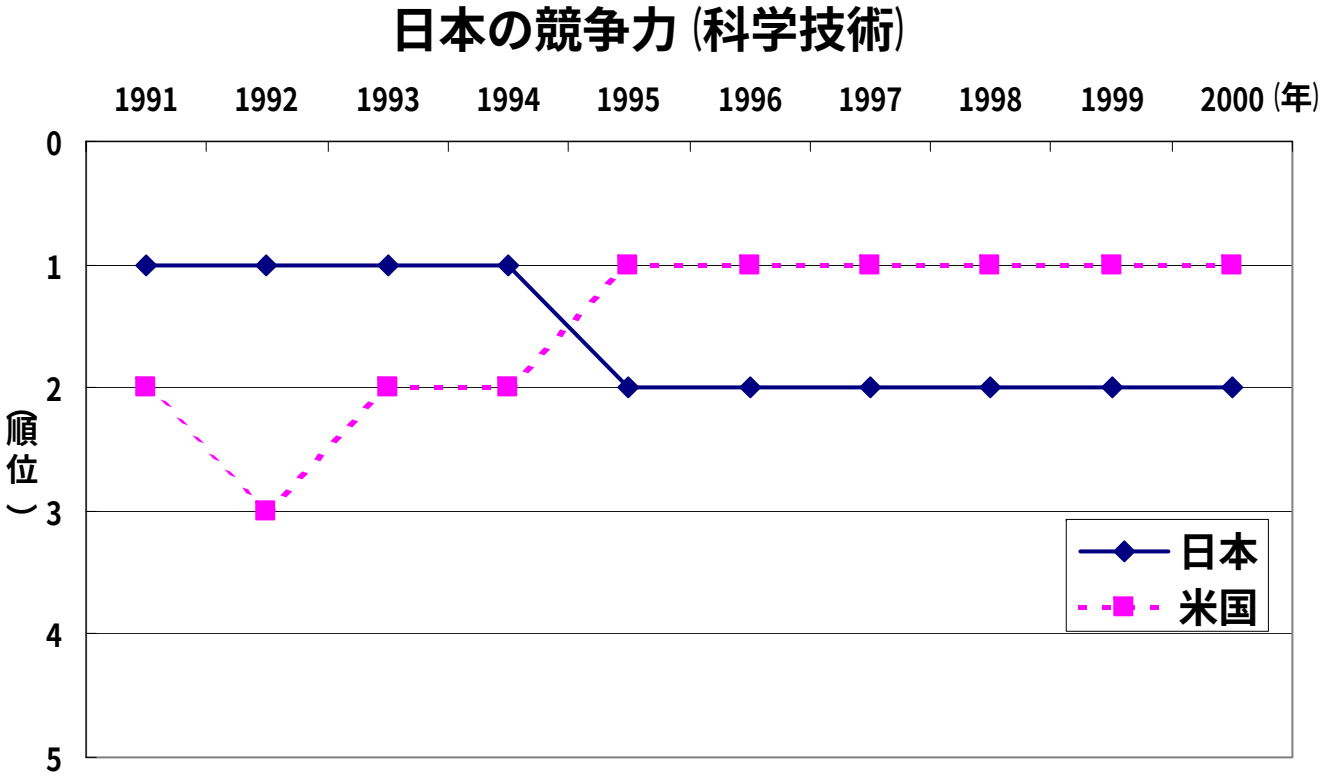

（資料）ＩＭＤ「World Competitiveness Yearbook」

我が国企業は基本特許・先端特許が弱い

日本企業における自社特許の技術レベル評価

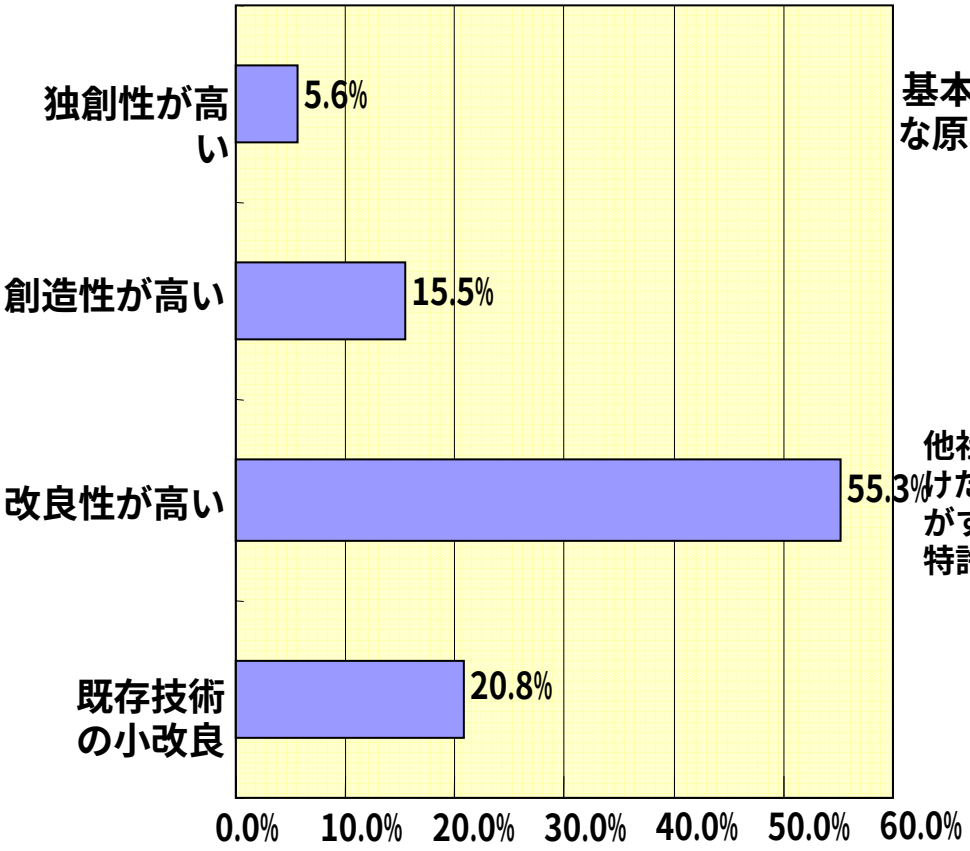

資料：(財)日本テクノマート「未利用特許情報実態調査報告」（平成８年）

日本の大手企業が必要としている技術

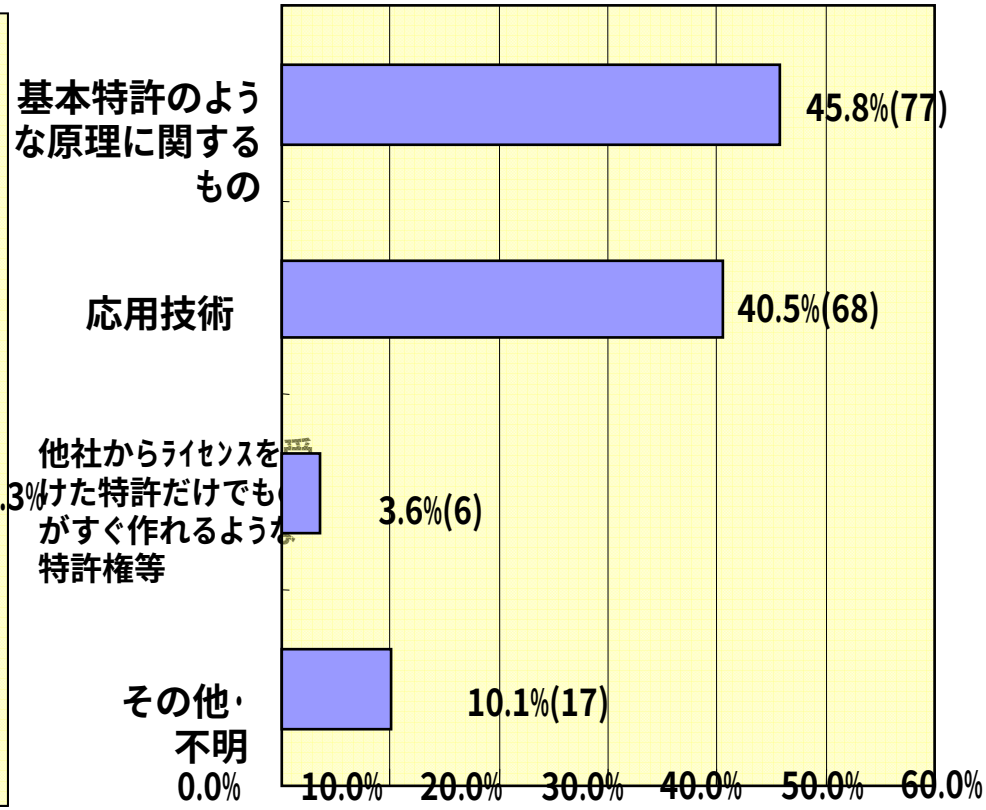

出典：(財) 日本テクノマート
「特許流通施策のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ調査」報告書(平成12年3月)

(4) 知的財産で高収益を上げる米国企業

○米国で9年連続して特許取得件数1位のI社は、高収益を実現。

I社の特許取得件数と純利益の推移

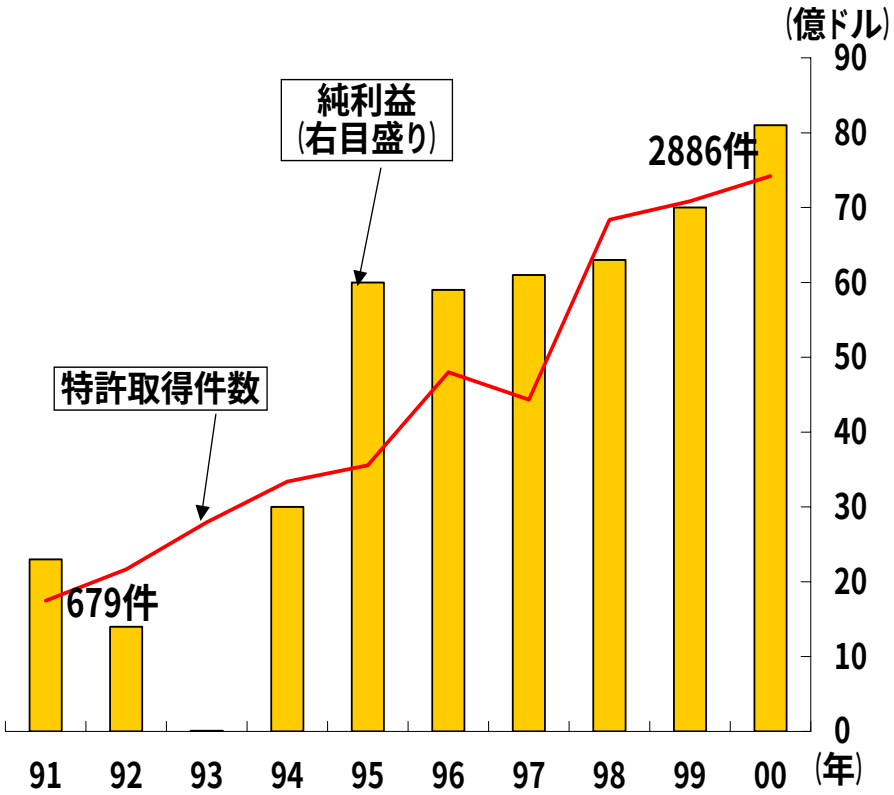

(資料) I社ホームページより作成

(1) 我が国企業の知的財産戦略は不十分

○我が国では、知的財産部門設置は大企業でも約3割。特許取得は国内偏重。

日本企業における知財部門の設置状況

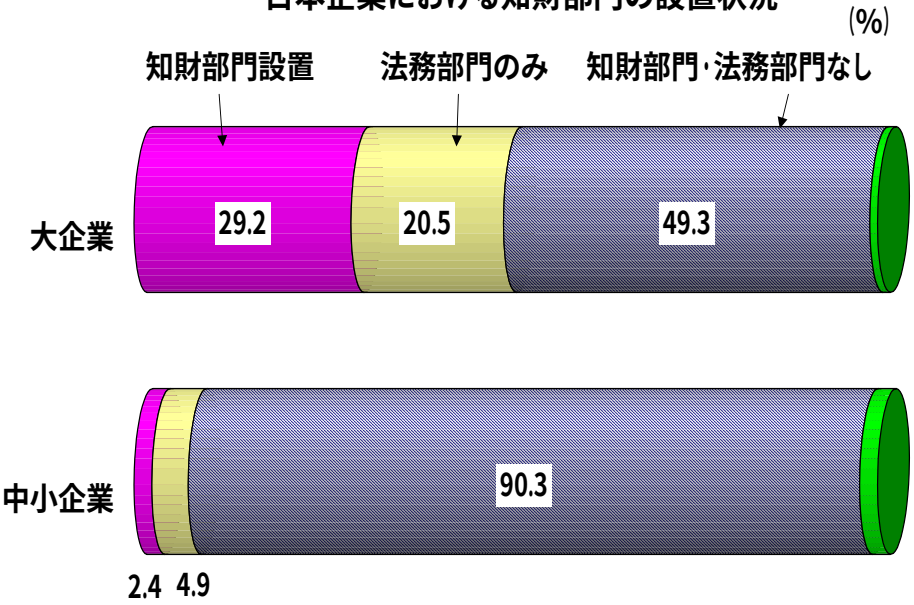

(資料) 経済産業省「通商白書2000」より作成

自国内・国外特許取得件数比較 (1998年)

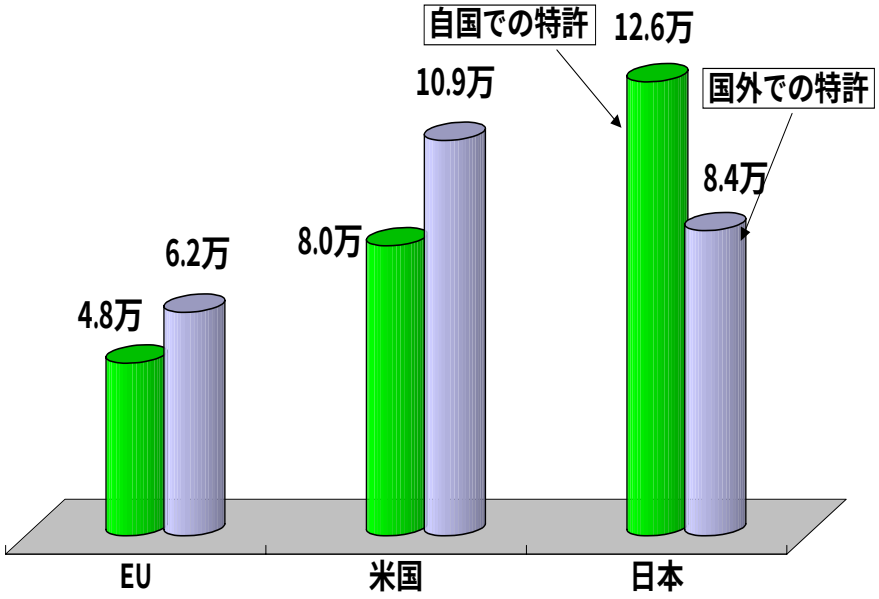

(資料) WIPO統計より作成

知的財産移転を劇的に拡大させて成功
スタンフォード大学の例

1950～60年代
研究成果の移転による収入　15年間で計5，000ドルのみ

1968年
研究成果移転事業をスタッフ1名でスタート
最初の1年間のみで55，000ドルもの収入
1970年
スタンフォード大学特許管理事務所（TLO）設立

1982年
DNA技術の移転のみで1年間に1，400万ドルの収入を獲得（ノーベル賞受賞のコーエン教授とボイヤー教授による遺伝子組替技術）

1996年
ライセンス収入：4，400万ドルに拡大
220件のライセンス　スタッフ20名
スタンフォード大学全体の研究予算の約13％を稼ぎ出している。

スタンフォード大学特許管理事務所の特許収入・研究予算
（1996年）

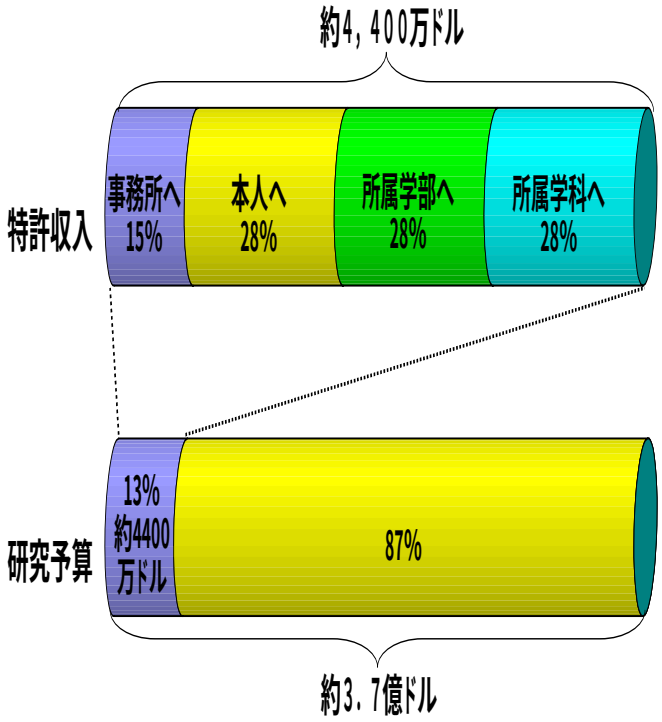

（資料）スタンフォード大学HPより作成

(6) 米国政府は知的財産政策で産業競争力強化

1978年カーター大統領
知的財産裁判機能の強化提言

→

1982年
CAFC (特許高等裁判所) 創設

1979年カーター大統領
「米国産業技術政策に関する大統領教書」
技術移転促進の提言等

→

1980年
バイ・ドール法
(政府援助の研究成果を民間の開発者に帰属させる制度)

1985年レーガン大統領
「産業競争力委員会」 "ヤングレポート"
国外市場での知的財産権保護強化等提言

→

1988年
スペシャル301条成立
(知的財産保護の不十分な国を優先監視する制度)
1994年
ウルグアイ・ラウンドでTRIPS成立 (知的財産保護の最低水準を設定)

1995年クリントン大統領
中国政府と模倣品対策について集中交渉

→

1995年
米中合意に基づき偽造ＣＤ等の生産拠点閉鎖

①バイエル社→ミレニアム社　・ロイヤリティ：５５８億円　・契約：１９９８年　・対象特許：ゲノム創薬の関連特許
②モンサント社→ミレニアム社・ロイヤリティ：４１２億円　・契約：１９９７年　・対象特許：組換え植物の関連特許
★データの出所は「各社の公表データ」　（$１＝１２０円換算）

(1) 我が国の大学は先端技術の研究開発・特許取得とその活用のための取組強化が急務

○我が国の大学における特許出願件数等は近年大幅に増加しているものの、米国と比較して極めて少数。

	1997年	2000年
特許出願件数	149件	557件
特許取得件数	90件	161件

大学の特許取得件数

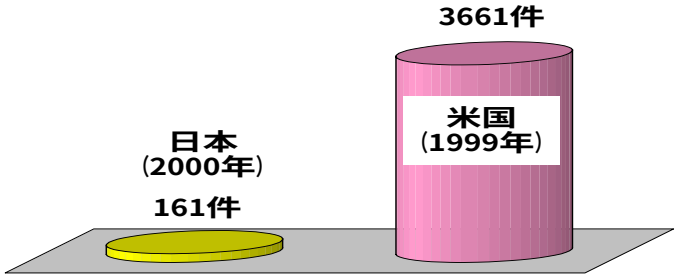

大学のライセンス件数
(1994～の累積)

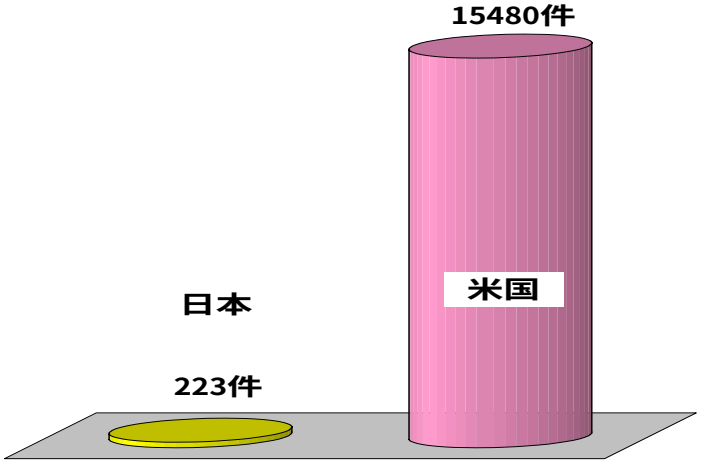

(資料) 特許庁調べ、経済産業省調べ、
Association of University Technology Managers, Inc.「AUTM Licensing Survey」より作成

(備考) 日本の大学においては、教員の発明にかかる特許の大多数が、教員個人帰属となる(この場合は、大学の特許取得数に含まれない。)が、米国では、ほとんどが大学に帰属する点に留意する必要がある。
日本の特許出願件数は国有特許・学校法人特許であり、個人有特許を含めると5倍以上になると考えられる(現行では日本の大学の特許は個人有が原則)。

技術移転の必要性（大学への期待）

企業において基礎研究から商品開発までの全てを行う　＜自前主義＞
自前の「中央研究所」を持ち、導入技術に頼らない　　NIH syndrome

国際的大競争時代を勝ち抜けるような、創造的な技術シーズの産業化による「プロダクトイノベーション」の必要性が増大。

基礎技術開発のリスク・技術進歩の方向性の不透明さの増大

→ 大学の萌芽的研究とそこから生まれる独創的技術への期待

我が国企業の「 パートナーシップ・実用化重視路線 」 への転換
研究開発の「選択と集中」

① 大学・国研等による基礎研究成果の利用
② 大学・国研等との共同研究の活用
③ 技術の開発と商品化を密接に結びつける企業戦略の採択

大企業の技術移転に関する意識

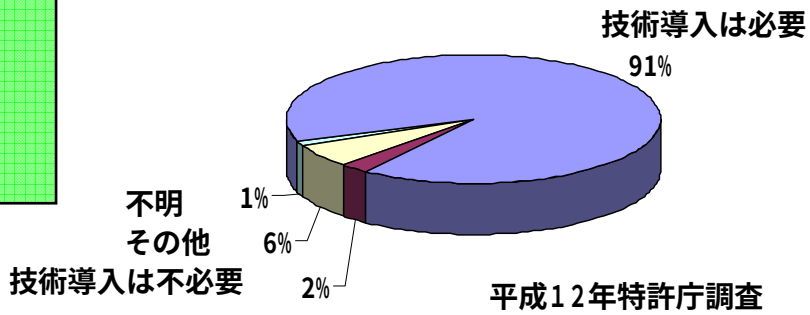

平成１２年特許庁調査

大学等技術移転機関（ＴＬＯ）の機能

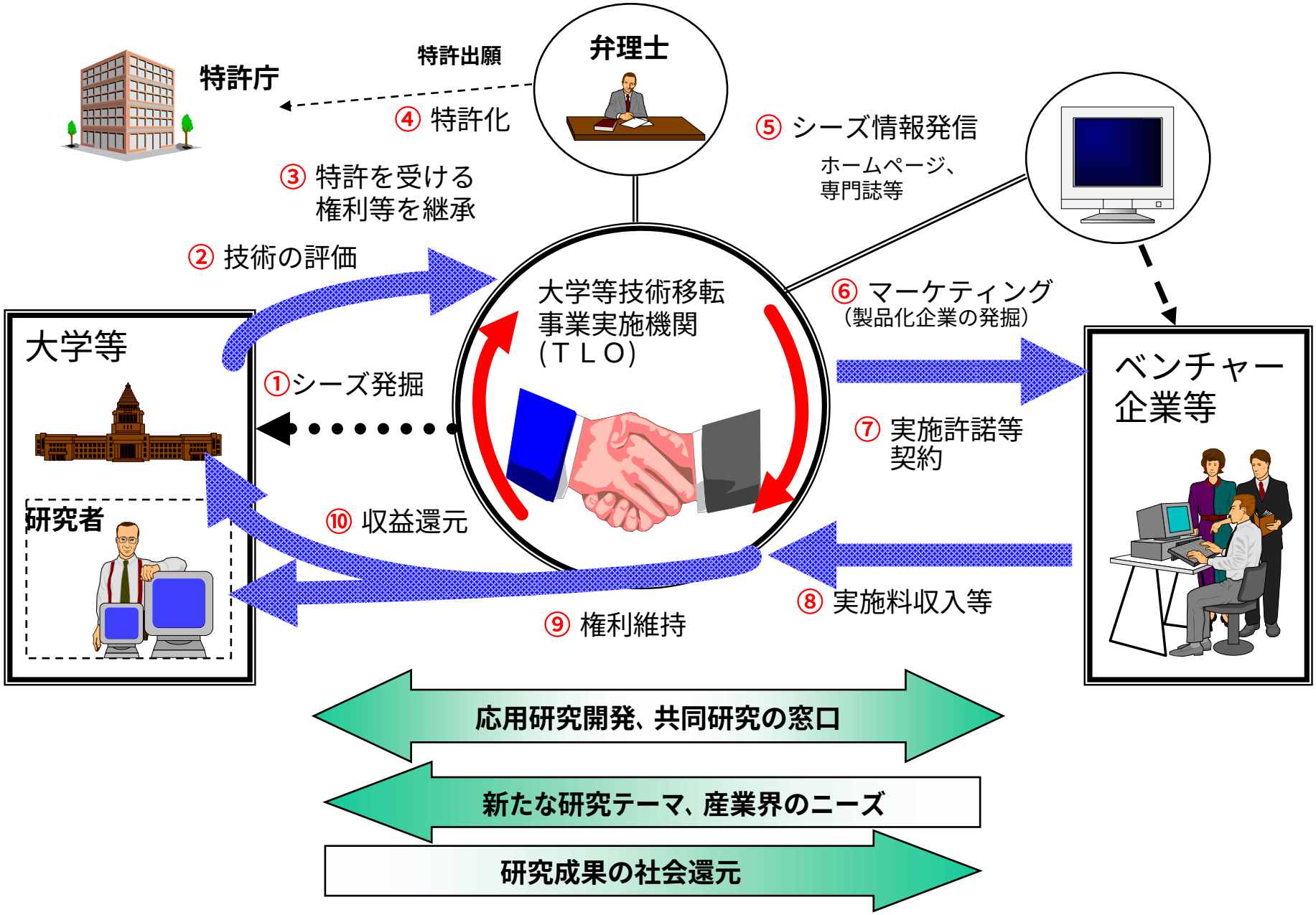

未利用特許の現状
特許権は、
莫大な人材、資金を投資した優れた研究開発の成果物です。
自社で商品化を断念した研究開発成果であっても、
ニーズとマッチすることで投資を回収し、
利益を生み出す経営資源となります。

数多くの特許が活用の機会を待っている
平成１１年度に特許庁が実施した特許出願上位約３００社へのアンケート調査（フォローアップ調査）によると、現在実施しているものは約３４％。保有する不実施の特許のうち約５２％は他社へのライセンス等の有効活用を希望している実態が明かにされています。

不実施の理由（自社実施しない理由）

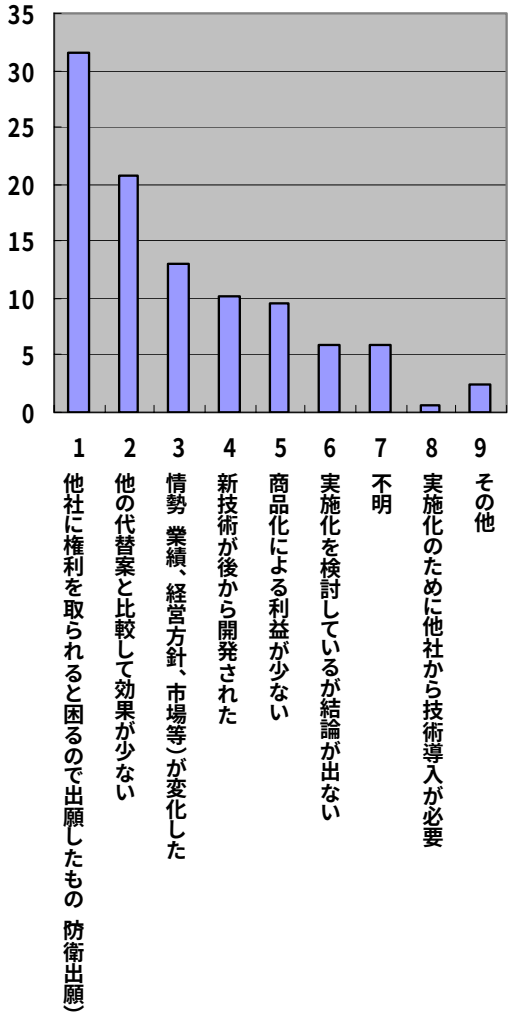

開放特許（約３４万件）

他社に実施許諾してもよい特許（未利用特許に対する開放率割合）

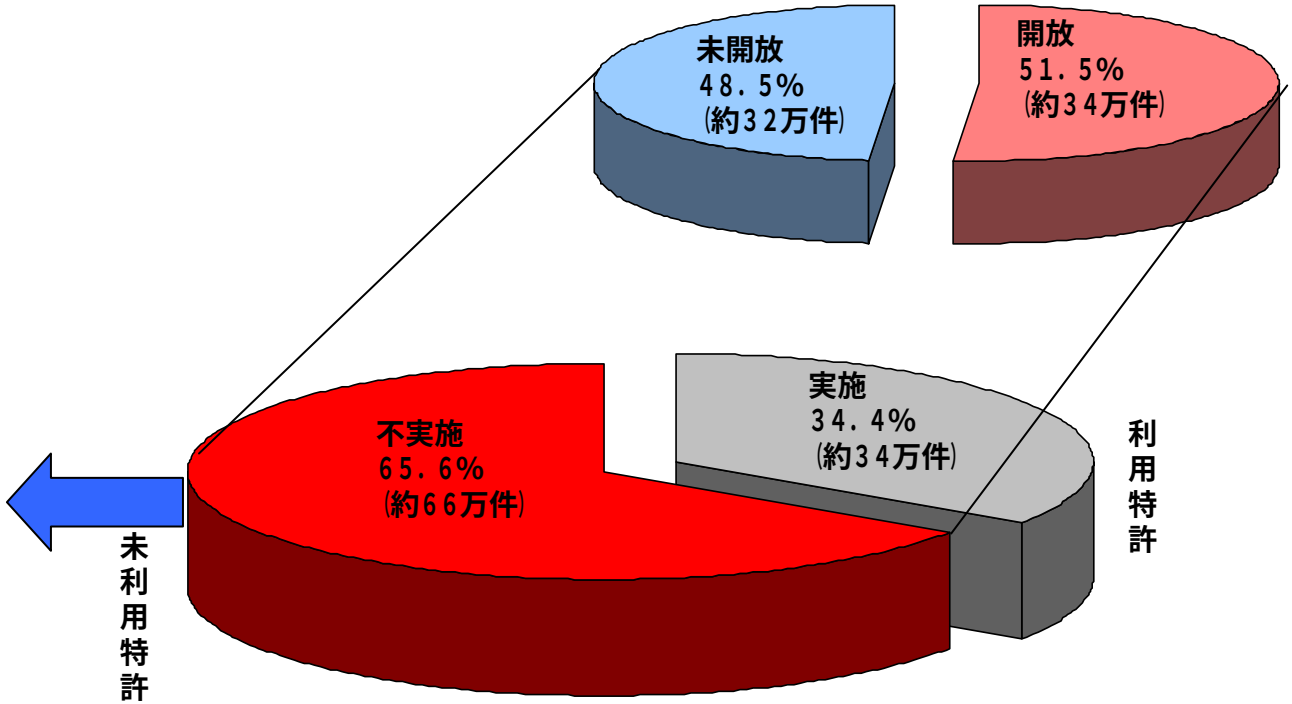

保有特許（約１００万件）
実施化率（保有特許に対する実施化の割合

特許流通市場の創設

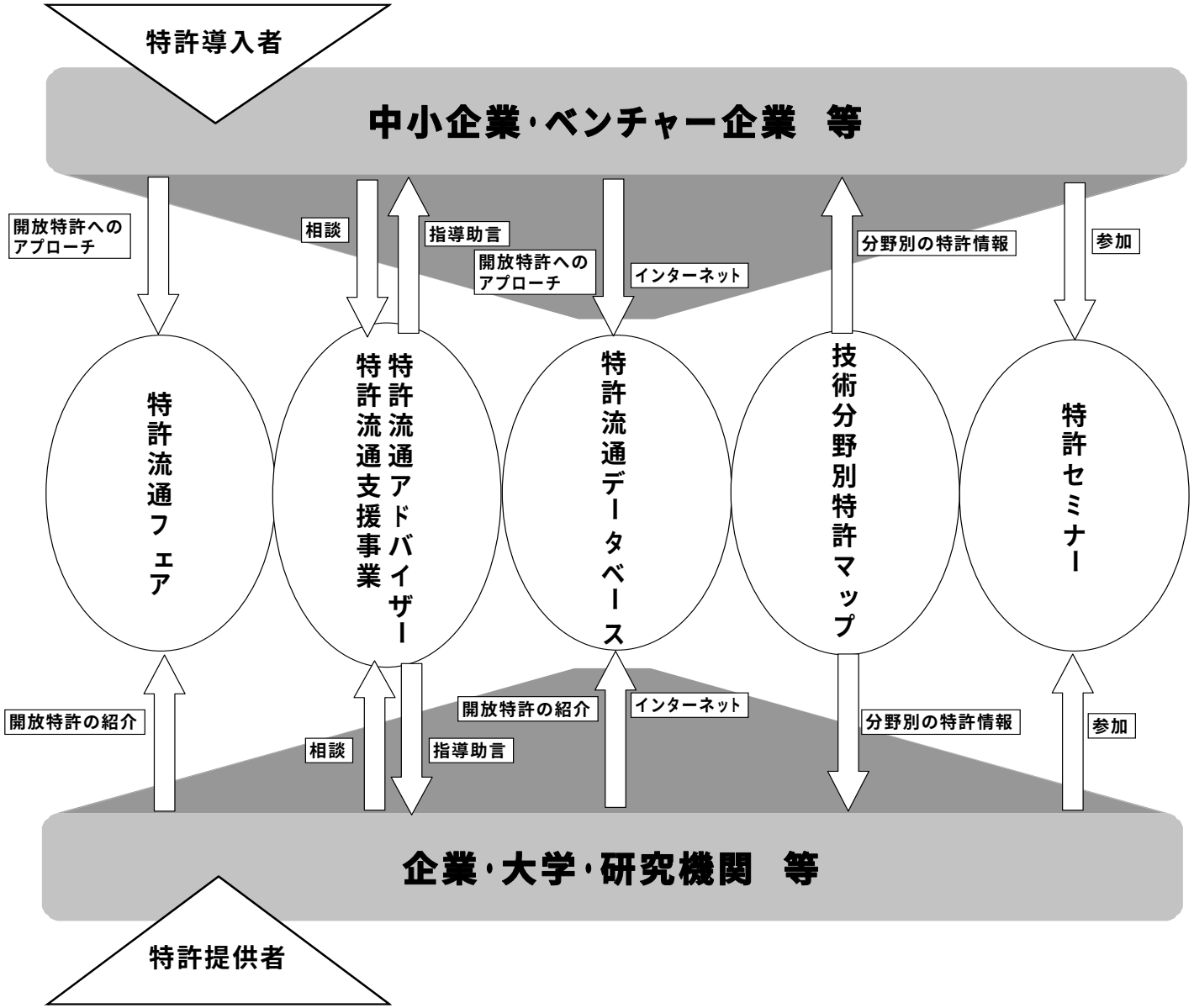
特許導入者
中小企業・ベンチャー企業　等
開放特許へのアプローチ
相談
指導助言
開放特許へのアプローチ
インターネット
分野別の特許情報
参加
特許流通フェア
特許流通アドバイザー
特許流通支援事業
特許流通データベース
技術分野別特許マップ
特許セミナー
開放特許の紹介
相談
指導助言
開放特許の紹介
インターネット
分野別の特許情報
参加
企業・大学・研究機関　等
特許提供者

模倣品・海賊版対策が急務

○　我が国企業の製品に対する模倣品やＣＤ等の海賊版は、中国、台湾、韓国などを中心に製造又は販売されており、その流通は第三国にも及んでいる。

模倣品製造国・地域（２０００年）

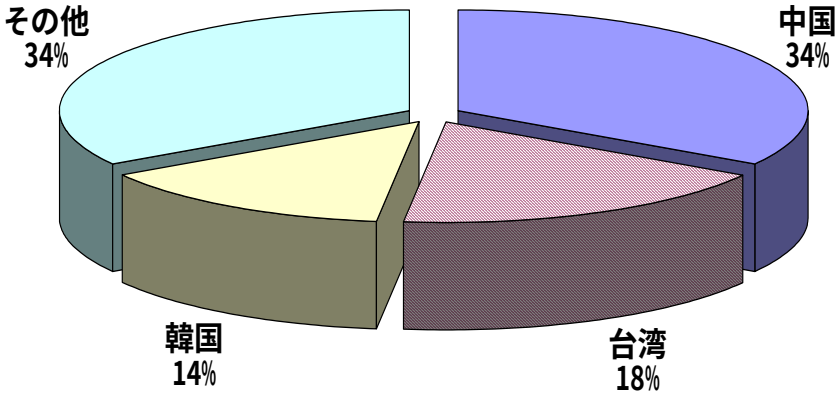

（資料）「平成１２年度模倣品実態調査」特許庁

東アジアにおける世界のレコード・ＣＤ等の侵害状況（2000年）

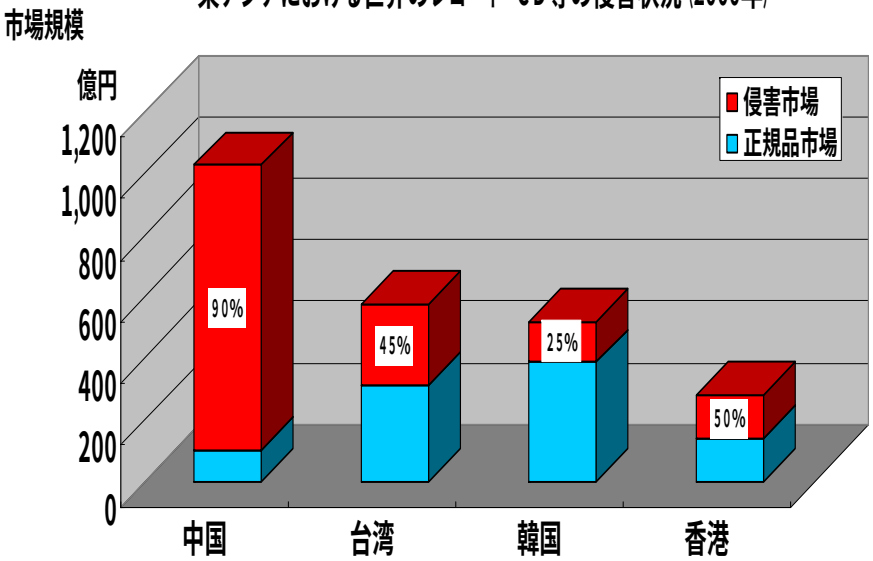

（資料）国際レコード産業連盟（ＩＦＰＩ）調べ

（備考）

・　東アジアにおける侵害市場のうち３割程度が日本のレコード・ＣＤ等の海賊版と推定されている。

・　日本のレコード市場は約8,500億円（世界第2位）とされており、侵害率は10%未満と推定されている。（なお、米国における侵害率も同様に10%未満と推定されている。）

ご静聴ありがとうございました。

またお会いできる機会を楽しみにしています。

特許庁技術調査課　松本泰典

matsumoto-yasunori@jpo.go.jp